

建築物の工事を発注する 民間事業者・施主の皆様へのお願い

日建連は、2024時間外労働の上限規制対応の前提となる適正工期の確保を推進するため、より具体的な取組として、2023年7月に「**適正工期確保宣言**」を決定しました。

[適正工期確保宣言のポイント]

- ①会員企業が発注者に見積書提出の際、**真に適切な工期**（工事現場の**4週8閉所、週40時間稼働を原則**（DB発注の場合は設計部門の4週8休確保分も含む））に基づき見積りを行い、工期・工程を添付
- ②発注者の御理解をいただくため、十分な御説明
- ③協力会社（下請会社）から真に適切な工期に基づく見積りがなされた場合、確認の上、尊重

もとより、従業員の時間外労働の上限規制対応は雇用する建設会社の責任で対応すべきものですが、その前提となる適正な工期の確保は発注者の皆様の御理解なくして進みません。建設業の働き方改革・人材確保及び2024年問題への対応のため重要な取組ですので、御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。なお、この宣言は、**公正取引委員会と事前に御相談の上、決定**しています。

建設業の時間外労働上限規制

建設業は労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきましたが、2024年4月から、原則、月45時間・年間360時間の時間外労働の上限規制が適用され、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできなくなります。

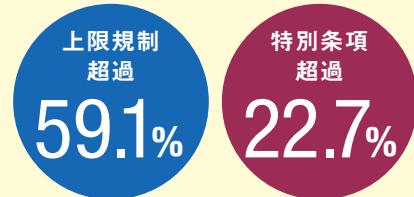
当会でも、これまで準備を進めてきましたが、2022年度の会員企業の状況調査では、原則の上限規制の達成状況は約4割、特別条項の上限規制達成が約8割と、2024年4月からの法令遵守につき厳しい状況となっています。

（詳しくは当会のリーフレット「民間事業者・施主の皆様へ 建設業の働き方が変わります」、「建設業の担い手、働き方の現状」を御参照ください）

このため、より実効性のある対策として、適正工期確保宣言を決定しました。



(参考)厚生労働省・国土交通省web広告



(参考)日建連会員の準備状況(2022年度)

関連する政府の動き

○2023年3月29日 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会における申し合わせ
・建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと

○2023年9月19日 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会における
斎藤国土交通大臣発言

- ・各団体において様々な取組が進んでいることが確認できてよかったです。その上で、なお一層、対応を強化していくべく、関係者が力をあわせていくことも必要。
- ・労働時間短縮に向けた働き方改革はもとより、担い手確保のための待遇改善にも抜本的に取組を強化しなければならない。

団体においても、改革の進捗を確認しながら、取組を強化されるようお願い。



2023年9月19日意見交換会

建築物の工事を発注する 民間事業者・施主の皆様へのお願い

よくある質問(FAQ)

Q 複数回の見積りがなされる場合、毎回、宣言の対象になるのですか？

A 宣言の対象は、初回の見積りの提出に限ります。ただし、御発注の内容を変更される場合に再度見積りを提出する場合は、新たに初回の見積りとして扱います。(その後の取組は個社の判断に委ねており、各社が独自の判断で2回目以降も4週8閉所等を前提とした見積りや御説明をさせていただく場合があります)

Q 対象となる工事は、どの範囲ですか？

A この宣言は、民間発注の建築工事(建築工事に付随する土木工事を含む)を対象とします。国又は地方公共団体の発注(以下「公共発注」という。)の工事や民間発注の土木工事は対象としません。

なお、協力会社との関係では、公共発注の建築工事(災害復旧工事等、真に適切な工期の確保ができないやむを得ない事情がある場合を除く。)も対象とします。

Q 契約締結後の契約変更時に、宣言は適用されますか？

A この宣言は、契約変更についても対象としています。施工中の設計変更時等で当初契約時のような見積書の提出を伴わない場合であっても、設計変更に伴い真に適切な工期が確保できない恐れがあるときには、工期・工程を提出し、御理解をいただくため、御説明をさせていただきます。

Q 発注者が完成時期を指定するなど工期を決めている場合はどうなりますか？

A 発注者が完成時期を指定している場合など、真に適切な工期に基づく見積書等の提出が困難な場合には、発注者指定の工期に基づく見積書に参考として真に適切な工期に関する資料を添付して、御説明^(*)をさせていただきます。

※真に適切な工期を短縮するために必要な現場技術者の増員等に伴う経費増額等についても併せて御説明をさせていただきます。

Q 設計・施工一括契約の場合は、宣言はどのように適用されますか？

A 設計・施工一括発注の場合には、「工期」、「工程」に設計期間を含むものとして、4週8休・週40時間勤務を前提とした適正な設計期間(真に適切な設計期間)及び真に適切な工期に基づき提案を行い、完成引き渡しまでの行程を添付するとともに、御説明をさせていただきます。

〔適正工期確保宣言〕（本文:一部）（2023年7月21日　日建連理事会決定）

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の4週8閉所、週40時間稼働を原則とした適切な工期(以下「真に適切な工期」という。)に基づき見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底する。

また、協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを尊重する。